

山口県子ども・子育て支援事業支援計画
中間年の見直し
素案

平成30年（2018年）3月
山 口 県

○見直しをする部分

やまぐち子ども・子育て応援プラン～みんなで子育て応援山口県～の第4章

([] に該当する部分)

《やまぐち子ども・子育て応援プラン～みんなで子育て応援山口県～》

第1章 策定に当たって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の性格	1
3	計画の期間	1

第2章 基本的な考え方

1	計画の基本目標	2
2	キャッチフレーズ	2
3	施策推進の基本的な考え方	2
4	子どもと家庭を取り巻く環境の変化	3

第3章 施策の具体的な施策展開

1	子育て文化の創造に向けた気運の醸成	16
2	保健医療サービスの充実と健康の増進	18
3	子育て家庭への支援の充実	22
4	子どもの学習環境の整備充実	25
5	職業生活と家庭生活との両立支援	30
6	地域における子育て支援の充実	34
7	子どもの安全確保と健全育成	38

(参考資料) 数値目標一覧 44

第4章 教育・保育の確保方策等

山口県子ども・子育て支援事業支援計画の見直し部分

1	幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策	47
2	認定こども園の設置目標	48
3	特定教育・保育及び地域型保育を行う者の必要見込数	50

第5章 計画の推進

1	計画の推進体制	61
2	計画の点検・評価	62

第4章 教育・保育の確保方策等

子ども・子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育の量的拡充と質的改善を図るため、今後、必要と見込まれる教育・保育の量とその提供体制の確保の内容や、認定こども園の設置目標、教育・保育の提供に必要な保育士等の見込数などを定めます。

1 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策

子育て家庭のニーズを踏まえて計画的に定員を確保し、質の高い教育・保育が提供されるよう、市町と連携し、平成27年度から平成31年度までの教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期（以下「確保方策」という。）を定めます。

(1) 幼児期の学校教育・保育の種類

特定教育・保育施設	子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第27条第1項に規定する市町の確認を受けた教育・保育施設	<ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園 ・幼稚園 ・保育所
特定地域型保育事業	法第29条第1項に規定する市町の確認を受けた事業者が行う地域型保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的保育 ・小規模保育 ・事業所内保育 ・居宅訪問型保育

(2) 教育・保育の提供区域

幼児期の学校教育・保育の量の見込みとその確保方策について定める単位として教育・保育の提供区域（以下「県区域」という。）を定めます。

この県区域は、市町が市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「市町計画」という。）において定める教育・保育提供区域を勘案して、隣接市町における広域利用の実態も踏まえ、市町を1つの単位として設定します。

(3) 各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込みとその確保方策の設定

量の見込みとその確保方策については、県区域ごとに、市町計画における数値を基本として、以下の区分ごとに定めます。

区 分		量の見込みの内容	確保方策の内容
1号	法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども (3～5歳、幼児期の学校教育のみ)	<ul style="list-style-type: none"> ・特定教育・保育施設（認定こども園及び幼稚園に限る。）に係る必要利用定員総数 ※特定教育・保育施設に該当しない幼稚園に係るものを含む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定教育・保育施設及び幼稚園（特定教育・保育施設に該当するものを除く。）
2号	法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども (3～5歳、保育の必要性あり)	<ul style="list-style-type: none"> ・特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）に係る必要利用定員総数 ※認可外保育施設等を利用する小学校就学前子どものうち保育を必要とする者を含む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定教育・保育施設

3号	法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども (0～2歳、保育の必要性あり)	・年齢区分ごとの特定教育・保育施設(認定こども園及び保育所に限る。)及び特定地域型保育事業所(事業所内保育事業所における労働者枠に係る部分を除く。)に係る必要利用定員総数の合計数 ※認可外保育施設等を利用する小学校就学前子どものうち保育を必要とする者を含む。	・年齢区分ごとの特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所(事業所内保育事業所における労働者枠に係る部分を除く。)
----	---	--	---

○県区域における幼児期の学校教育・保育の量の見込みとその確保方策

《県・計》 ※県区域ごとの量の見込みと確保方策は、4章末に掲載。(単位：人)

県・計	平成27年度					平成28年度					平成29年度					
	1号	2号 教育 ニーズ	3号 保育 ニーズ	0歳	1-2歳	1号	2号 教育 ニーズ	3号 保育 ニーズ	0歳	1-2歳	1号	2号 教育 ニーズ	3号 保育 ニーズ	0歳	1-2歳	
①量の 見込み	必要利用 定員総数	13,347	3,110	16,564	2,598	9,082	13,092	3,035	16,311	2,604	9,040	12,832	2,935	16,172	2,596	8,866
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	5,609	1,807	16,752	2,158	8,210	9,332	1,988	16,814	2,231	8,328	10,253	2,078	17,046	2,501	8,728
	確認を受け ない幼稚園	11,974	1,400	0	0	0	8,059	1,165	0	0	0	6,713	1,007	0	0	0
	地域型 保育事業	0	0	0	63	88	0	0	8	97	177	0	0	18	138	238
②-①		4,236	97	188	▲ 377	▲ 784	4,299	118	511	▲ 276	▲ 535	4,134	150	892	43	100

県・計	平成30年度				平成31年度				
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		
①量の 見込み	必要利用 定員総数	13,671	17,168	2,556	8,573	13,319	17,013	2,557	8,481
②確保 方策	特定教育・ 保育施設	11,499	17,789	2,598	8,832	12,311	18,114	2,638	9,023
	確認を受け ない幼稚園	6,446	16	0	0	5,527	16	0	0
	地域型 保育事業	0	0	135	315	0	0	160	380
	幼稚園+預 かり保育	0	895	0	0	0	879	0	0
②-①		4,274	1,532	177	574	4,519	1,996	241	922

2 認定こども園の設置目標

県は、認定こども園が幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、地域における教育・保育の利用状況と利用希望に沿って教育・保育施設の利用が可能となるよう以下について定めます。

(1) 県区域ごとの目標設置数、設置時期

幼稚園や保育所の認定こども園への移行に関する意向や、教育・保育の実施主体である市町の考え方等を踏まえ、以下のとおりとします。

①基本的な考え方

- 市町において、施設の移行希望も踏まえて教育・保育の供給体制の確保の内容を設定されていることから、原則、市町が必要と見込む認定こども園の設置数を県の目標設置数とします。

- 施設の移行希望がなく、市町においても認定こども園の設置を見込んでいない県区域のうち、教育・保育施設が保育所しかない区域については、住民の幼児期の学校教育に対するニーズに応える必要があることから、1カ所の目標設置数を設定します。

②県区域ごとの目標設置数等

区 域 名	目標設置数	設 置 時 期
下関市	28カ所	平成27年度～平成31年度
宇部市	1カ所	
山口市	7カ所	
萩市	1カ所	
防府市	4カ所	
下松市	3カ所	
岩国市	2カ所	
光市	3カ所	
長門市	2カ所	
柳井市	2カ所	
美祢市	1カ所	
周南市	4カ所	
山陽小野田市	1カ所	
周防大島町	1カ所	
和木町	1カ所	
上関町	1カ所	
田布施町	2カ所	
平生町	1カ所	
阿武町	1カ所	

(2) 子ども・子育て支援法に基づく基本指針第三の四の2の「都道府県計画で定める数」

子ども・子育て支援法に基づく基本指針第三の四の2により、保育所や認定こども園の認可・認定については、県区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数が、「量の見込み」で定めた必要利用定員総数に既に達しているか、又は、認可・認定によってこれを超えると認める場合には、認可等をしないことができるとされています。

ただし、幼稚園や保育所から認定こども園への移行の認可等の申請があった場合には、上記にかかわらず、県区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数が「量の見込み」で定めた必要利用定員総数に、下記の「都道府県計画で定める数」を加えた数に達するまでは認可・認定を行うこととされています。

この「都道府県計画で定める数」は、各施設の認定こども園への移行に関する意向、教育・保育の実施主体である市町の考え方等を踏まえ、以下のとおりとします。

①基本的な考え方

- 市町において、施設の意向も踏まえ、既存施設から移行が必要な認定こども園については、教育・保育の供給体制の確保の内容に見込んでいることから、県としては、市町が認定こども園への移行を見込んでいるものについては、原則、認可・認定することとします。
- 市町が供給体制の確保の内容に認定こども園を見込んでいないが、県が目標設置数を設定した県区域については、需給バランスも考慮しながら、既存施設が認定こども園へ移行するために最低限必要と考えられる数を設定します。

②県区域ごとの「都道府県計画で定める数」

区域名	計画で定める数 〔保育所からの移行分として1号区分に設定〕	数の設定の考え方
周防大島町	20人	・住民の幼児期の学校教育に対するニーズに対応する必要があるため、市町計画の教育に係る量の見込みに相当する人数を設定
上関町	5人	
阿武町	5人	

3 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の必要見込数

質の高い教育・保育を提供するためには、保育士等の確保が必要であることから、平成27年度から平成31年度までの必要見込み数を定めます。

区 分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
保育教諭	189人	298人	469人	624人	713人
保育士	3,952人	3,952人	4,060人	4,179人	4,196人
幼稚園教諭(※)	1,040人	1,010人	969人	840人	817人

(※) 特定教育・保育施設に該当しない幼稚園に係るものを含む。